

選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書（案）

選択的夫婦別姓制度の導入については、平成8年の法制審議会答申以来、国において対応を検討している状況である。

平成29年12月の世論調査においては、選択的夫婦別姓の導入に4割が賛成している。一方で、反対や通称としての旧姓使用に賛成が5割を占めており、国民の間にさまざまな意見が存在する。横浜市においても、平成30年「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、夫婦別姓に肯定的な考え方が4割を超えてい。一方で、どちらともいえないが2割、否定的な考え方が3割近く存在し、市民の間にもさまざまな意見が存在している。

また、平成27年の最高裁判決において、夫婦同氏制を定めた民法第750条の規定は憲法第24条に違反するものではないとしながらも、「夫婦別氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と付言されている。

しかし、現在のところ国会での審議には至っておらず、加えて、夫婦別姓制度導入による社会的影響へのリスクも懸念されていることから、さまざまな意見を踏まえた上で議論することが必要である。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度について、戸籍制度等の社会的な影響範囲も含めて深く慎重に議論するよう強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 月 日（議決年月日）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 宛て

横浜市会議長名